

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

道人事委員会規則

- 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 保健婦助産婦看護婦法及び学校教育法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

道人事委員会告示

- 北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定
- へき地学校及びその級別の指定
- へき地学校に準ずる学校の指定
- 特任地局及びその級別の指定
- 準特任地局の指定

公布された規則のあらまし

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇一七）

一 趣旨

北海道行政組織規則の改正及び再任用制度の導入に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に、「道有林管理室経営管理課」を「森林環境室道有林課」に、「支庁管理課、計画課、耕地課」を「支庁調整

課、整備課」に、「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改めることとした（第三条及び第六条関係）。

2 月額で支給額が定められている特殊勤務手当の額について、再任用短時間勤務職員の勤務すべき日数に応じた調整を図ることとした（第十三条の二関係）。

3 特殊勤務手当支給実績簿の様式について改正することとした（別記様式関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇一八）

一 趣旨

再任用制度の導入に伴い、特殊勤務手当の額の特例について定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 月額で支給額が定められている特殊勤務手当の額について、再任用短時間勤務職員の勤務すべき日数に応じた調整を図ることとした（第二条の四関係）。

2 特殊勤務手当支給実績簿の様式について改正することとした（別記様式関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇一九）

一 趣旨

再任用制度の導入に伴い、特殊勤務手当の額の特例について定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 月額で支給額が定められている特殊勤務手当の額について、再任用短時間勤務職員の勤務すべき日数に応じた調整を図ることとした（第六条の五関係）。

2 特殊勤務手当支給実績簿の様式について改正することとした（別記様式関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇二〇）

一 趣旨

日額旅費の支給範囲について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

平成十四年四月一日 月 曜 日

「道有林管理センターの作業所の職員」を日額旅費の支給範囲から削ることとした（第二条関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇二

一 趣旨

新たに給料の調整額が措置される職及び当該職に適用する調整数を定めるため、この規則を制定することとした。

二 内容

食肉衛生検査所に勤務する病理細菌技術者に給料の調整額を措置することとし、当該職に適用する調整数を二とすることとした（別表第一関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇二

二 趣旨

北海道行政組織規則の改正等にかんがみ、管理職手当の支給範囲等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

新たに管理職手当の支給対象とする職及びその支給区分等を定めることとした（別表関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇二

三 趣旨

再任用制度の導入に伴い、時間外勤務手当を支給する再任用短時間勤務職員について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 週休日の振替等により変更後の勤務時間が四十時間を超えて勤務した職員に対し、時間外勤務手当を支給することとした（第十六条の三関係）。
- 2 休日勤務手当の支給された日が属する週に週休日の振替等が行われた場合には、四十時間に休日勤務手当の支給時間を加えた時間を超えて勤務した時間に対し、時間外勤務手当を支給することとした（第十六条の四関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇二四）

一 趣旨

北海道行政組織規則の改正にかんがみ、規定の整備を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

「北海道立札幌北野病院」を削ることとした（附則第三項関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇二五）

一 趣旨

北海道行政組織規則の改正にかんがみ、給料表の適用範囲について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

研究職給料表の適用範囲のうち「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に改めることとした（第六条関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

保健婦助産婦看護婦法及び学校教育法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇二六）

一 趣旨及び内容

保健婦助産婦看護婦法及び学校教育法の改正に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

- 1 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇二七）
- 2 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇二八）
- 3 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇二九）
- 4 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇三〇）
- 5 給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇三一）
- 6 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇三二）

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七—〇一七

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七—二七）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に改める。

第六条第一項第十号中「管理課（農業振興部に置かれるものに限る。以下同じ。）、計画課、耕地課」を「調整課、整備課」に改め、同項第十一号中「道有林管理室経営管理課」を「森林環境室道有林課」に、「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改め、同項第十二号中「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改め、同条第二項第四号中「管理課、計画課、耕地課」を「調整課、整備課」に改め、同項第五号中「耕地課」を「整備課」に改め、同項第六号中「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（手当額の特例）

第十三条の二 条例第三十条の二第三項に規定する人事委員会規則で定める職員、人事委員会規則で定める日数及び人事委員会規則で定める数は、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める。

別記様式その三備考第五項中「（以下同じ。）の」を「以下次項までにおいて同じ。）の」に改め、同様式備考第六項を次のように改める。

6 条例第14条の4第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員に係る休日等以外の日数の1/2とは、その月の初日から末日までの間における休日等及び週休日以外の日の合計の1/2をいう。

別記様式その三備考1次の一項を加える。

7 再任用短時間勤務職員に係る休日等以外の日数の1/2とは、条例第30条の2第3項に規定する「要勤務日数」にその月の初日から末日までの間における北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに同条例第3条第1項に規定する週休日以外の日の合計の1/2の数を条例第30条の2第3項に規定する「人事委員会規則で定める数」で除して

得た数乗じて得た数をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七—〇一八

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七—一八）の一部を次のように改正する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

（手当額の特例）

第二条の四 条例第十六条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員、人事委員会規則で定める日数及び人事委員会規則で定める数は、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める。

別記様式その六備考第六項中「（以下同じ。）の」を「以下次項までにおいて同じ。）の」に改め、同様式備考第七項を次のように改める。

7 条例第6条第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員に係る休日等以外の日数の1/2又は1/3とは、その月の初日から末日までの間における休日等及び週休日以外の日の合計の1/2又は1/3をいう。

別記様式その六備考中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 再任用短時間勤務職員に係る休日等以外の日数の1/2又は1/3とは、条例第16条第2項に規定する「要勤務日数」にその月の初日から末日までの間における北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条に規定する祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日並びに同条例第4条第1項に規定する週休日以外の日の合計の1/2又は1/3の数を条例第16条第2項に規定する「人事委員会規則で定める数」で除して得た数を乗じて得た数をいう。

附 則

平成十四年四月一日 月曜日

四

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、
当分の間、使用することを妨げない。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七一〇一九

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇一九）の一部を次のように改正する。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（手当額の特例）

第六条の五 条例第八条第三項に規定する人事委員会規則で定める職員、人事委員会規則で定める日数及び人事委員会規則で定める数は、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める。

別記様式その二備考第五項中「以下」を「第7項において」に改め、同様式備考第七項を次のように改める。

7 条例第7条の3第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員に係る週休日等以外の日数の1/2とは、その月の初日から末日までの間における週休日及び休日等以外の日の合計の1/2をいう。

別記様式その二備考に次の一項を加える。

8 再任用短時間勤務職員に係る週休日等以外の日数の1/2とは、条例第8条第3項に規定する「要勤務日数」にその月の初日から末日までの間における北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項に規定する週休日並びに同条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日以外の日の合計の1/2の数を条例第8条第3項に規定する「人事委員会規則で定める数」で除して得た数を乗じて得た数をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規

則による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七一〇二〇

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇一八〇）の一部を次のように改正する。

第二条第二号へを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七一〇二一

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇一八八）の一部を次のように改正する。

別表第一食肉衛生検査所の項第一号から第三号までの規定中「(6)」を「(7)」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

(6) 病理細菌技術者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七一〇二二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇一六七）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部支庁の項中

道税事務所課長

を

道税事務所課長
耕地出張所長

に

耕地出張所長
耕地出張所次長

を

耕地出張所次長

に

水産技術普及指導
所長
林業指導事務所長

を

水産技術普及指導
所長

に改め、同部自治政策研修センターの項中

参事

課長
参事

に

主幹

を

課長補佐
主幹

に改め、同部女性相談援助センターの項及び児童相談所の項中

「庶務課長」を「課長」に改め、同部衛生研究所の項中

副所長

を

副所長
感染症センター長

に

室長	三種
総務課長	五種

を

総務課長
企画情報室長

五種

に改め、同部企業誘致東京事務所の項を削り、

同部工業試験場の項中

「工業技術指導セン
ター」所長

を

「技術支援センター」
に改め、

同部競馬事務所の項中「三種」を「二種」に、「五種」を「四種」に改め、同部土

木現業所の項中

流域下水道事務所
長
空港管理事務所長

を

「空港管理事務所長」

に改め、同部寒地住

宅都市研究所の項中

「寒地住宅都市研
究所」を「北方建築総合研
究所」に

項を次のように改める。

総務課長

を

総務課長
企画指導室長

に改め、同部道有林管理センターの

森づくりセンタ
ー

所長

一種（人事委員
会が別に定める場
合にあつては、二
種又は六種）

次長

三種

課長

四種（人事委員
会が別に定める場
合にあつては、六
種）

事務所長

六種

別表知事部局の部医科大学の項中

事務局次長

を

事務局次長
事務局病院事務長

に

動物実験施設部長
医療社会事業相談
室長
会計室長
相談室長
物流管理センター
所長

を

動物実験施設部長

に

課長補佐
室長補佐

を

課長補佐

に改める。

別表教育庁の部本庁の項中

「部次長
教育政策室長」を「局長
教育指導監」

に改め、同部教育局の項中

「二種（人事委員
会が別に定める場
合にあつては、一
種）」

を「一種」に改め、同部教育研究所の項中

所長	一種
副所長	二種

を

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―〇二三

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七―二八〇）の一部を次のように改正する。

第十六条の三を次のように改める。

（時間外勤務手当を支給する再任用短時間勤務職員）

第十六条の三 道職員給与条例第十四条第三項、学校職員給与条例第十四条第三項及び警察

職員給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会規則で定めるものは、一週間の勤務時

間が四十時間を超えることとなった職員とする。

第十六条の三の次の一条を加える。

（時間外勤務手当を支給しない時間）

第十六条の四 道職員給与条例第十四条第三項、学校職員給与条例第十四条第三項及び警察

職員給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間

とする。

- 一 休日勤務手当の支給される日が属する週において、道職員給与条例第五条第十一項、学校職員給与条例第六条第十一項及び警察職員給与条例第六条第十一項に規定する再任用短時間勤務職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員が休日勤務手当の支給される勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等（道職員勤務時間等条例第五条及び学校職員勤務時間等条例第六条の規定による週休日の振替等をいう。以下同じ。）により勤務時間が割り振られたときにおける次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる時間
- イ 当該週の勤務時間が割り振り変更前の勤務時間（道職員給与条例第十四条第三項、学

- 校職員給与条例第十四条第三項及び警察職員給与条例第十六条第三項に規定する割り振り変更前の勤務時間をいう。以下同じ。）に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間以下になるとき 割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間
- ロ 当該週の勤務時間が割り振り変更前の勤務時間に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間を超えるととき 割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間数に相当する時間
- 二 再任用短時間勤務職員が割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、四十時間から割り振り変更前の勤務時間を差し引いた時間に達するまでの時間
- 三 休日勤務手当の支給される日が属する週において、再任用短時間勤務職員が休日勤務手当の支給される勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたときにおける次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる時間
- イ 当該週の勤務時間が四十時間に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間以下になるとき 四十時間を超えて勤務した時間
- ロ 当該週の勤務時間が四十時間に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間を超えるととき 四十時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間数に相当する時間

附則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―〇二四

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七―三八一）の

一部を次のように改正する。

附則第三項中「北海道立札幌北野病院及び」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―〇二五

「海軍艦艇又は海軍機上」を「海軍艦艇又は海軍機」に改め、同欄第三項中「海軍艦艇又は海軍機」を「海軍艦艇又は海軍機上」に改め、

第4項第1号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に、「保健婦等」を「保健師等」に改め、同項第2号及び第3号中「保健婦等」を「保健師等」に改め、同項第4号中「看護婦」を「看護師」に改める。

北海道人事委員会告示第2号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

石狩支庁管内の項中

札幌市南区定山溪 札幌市南区定山溪	豊羽小学校 豊羽中学校	4 4	を削 」
----------------------	----------------	--------	---------

り、檜山支庁管内の項中

江差町字朝日町	朝日中学校	1	及び 」
---------	-------	---	---------

「厚沢部町字木間内

木間内小学校

2
」を削

り、後志支庁管内の項中

蘭越町字湯里	湯里小学校	2	を削 」
--------	-------	---	---------

り、空知支庁管内の項中

芦別市緑泉町	頼城小学校	1	及び 」
--------	-------	---	---------

幌加内町字沼牛	沼牛小学校	2	を削 」
---------	-------	---	---------

り、上川支庁管内の項中

旭川市東旭川町日の出	旭川第七小学校	1	を削 」
------------	---------	---	---------

り、留萌支庁管内の項中

増毛町雄冬 増毛町雄冬	雄冬小学校 雄冬中学校	3 3	及び 」
----------------	----------------	--------	---------

天塩町字川口	川口小学校	2	を削 」
--------	-------	---	---------

り、宗谷支庁管内の項中

稚内市大字声間村字天興 稚内市大字声間村字天興 稚内市大字声間村字曙 稚内市大字声間村字権岡 稚内市大字声間村字権岡	上修徳小学校 上修徳中学校 曙小学校 権岡小学校 権岡中学校	4 4 4 3 3	を削 」
--	--	-----------------------	---------

り、「沼川小学校」を「天北小学校」に、「沼川中学校」を「天北中学校」に改め、

稚内市大字声間村字曲淵 稚内市大字声間村字曲淵 稚内市大字声間村字下豊別 稚内市大字声間村字下豊別	曲淵小学校 曲淵中学校 豊別小学校 豊別中学校	3 3 3 3	を削 」
--	----------------------------------	------------------	---------

り、網走支庁管内の項中

女満別町字大成	大成小学校	2	を削 」
---------	-------	---	---------

り、「宇登呂小学校」を「ウトロ小学校」に、「宇登呂中学校」を「ウトロ中学校」に、「武利小学校」を「丸瀬布小学校武利分校」に改め、十勝支庁管内の項中

音更町字上然別西4線	上然別小学校	1	を削 」
------------	--------	---	---------

り、

大樹町鏡町	大樹町学校給食センター	1	を削 」
-------	-------------	---	---------

大樹町柏木町	大樹町学校給食センター	1	に改 」
--------	-------------	---	---------

め、

豊頃町二宮	二宮小学校	2	削 」
-------	-------	---	--------

足寄町螺湾本町 足寄町上利別本町	螺湾中学校 上利別中学校	3 2	及び 」
---------------------	-----------------	--------	---------

足寄町芽登本町	足寄西中学校	2	を削 」
---------	--------	---	---------

号外第9号

り、釧路支庁管内の項中			
「	標茶町字チャンベツ原野基線	上茶安別小学校	2
「	標茶町字チャンベツ原野基線	上茶安別中学校	2
り、			
「	白糠町茶路東1線	茶路小学校	2
「	白糠町茶路東1線	茶路中学校	2
「			
「	白糠町マカヨ	茶路小学校	2
「	白糠町マカヨ	茶路中学校	2
める。			

北海道人事委員会告示第3号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正する。			
平成14年4月1日			
北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治			
檜山支庁管内の項中			
「	江差町字田沢町	日明中学校	」を
削り、「水堀中学校」を「江差北中学校」に改め、上川支庁管内の項中			
「	鷹栖町14線	北斗小学校	」を
削る。			

北海道人事委員会告示第4号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。ただし、警察職員給与条例関係の表の改正規定は平成14年3月18日から適用する。			
平成14年4月1日			
北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治			
道職員給与条例関係の表石狩支庁管内の項中			
「	江別市角山	江別食肉衛生検査所	」1

削り、同表渡島支庁管内の項中「松前道有林管理センター」を「渡島西部森づくりセンター」に改め、同表檜山支庁管内の項中「函館土木現業所上ノ国ダム建設事務所」を「函館土木現業所江差出張所ダム整備室」に、「檜山支庁檜山北部地区林業指導事務所」を「檜山森づくりセンター北檜山事務所」に改め、同表後志支庁管内の項中

「	寿都町字渡島町	後志支庁南後志地区林業指導事務所	2	」及
び				
「	喜茂別町字喜茂別	後志支庁喜茂別地区林業指導事務所	2	」を
削り、同表留萌支庁管内の項中				
「	羽幌町港町4丁目	留萌支庁留萌中部地区林業指導事務所	2	」を
削り、「留萌支庁留萌北部地区林業指導事務所」を「留萌森づくりセンター天塩事務所」に改め、同表宗谷支庁管内の項中				
「	稚内市末広4丁目	宗谷支庁宗谷北部地区林業指導事務所	1	」を
削り、「宗谷支庁宗谷南部地区林業指導事務所」を「宗谷森づくりセンター」に改め、同表網走支庁管内の項中				
「	美幌町字東2条北3丁目	網走支庁美幌地区林業指導事務所	1	」を
削り、「網走支庁遠軽地区林業指導事務所」を「網走西部森づくりセンター遠軽事務所」に改め、				
「	興部町字興部	網走支庁興部地区林業指導事務所	1	」を
削り、「興部道有林管理センター」を「網走西部森づくりセンター」に改め、				
「	雄武町字雄武	興部道有林管理センター雄武林務署	2	」を
削り、同表日高支庁管内の項中「日高支庁日高西部地区林業指導事務所」を「日高森づくりセンター平取事務所」に改め、同表十勝支庁管内の項中				
「	新得町3条南4丁目	十勝支庁新得地区林業指導事務所	1	」を
削り、「十勝支庁大樹地区林業指導事務所」を「十勝森づくりセンター大樹事務所」に、「十勝支庁足寄地区林業指導事務所」を「十勝森づくりセンター足寄事務所」に、「浦幌道				

有林管理センター」を「十勝森づくりセンター」に改め、同表釧路支庁管内の項中「

標茶町常盤 8 丁目	釧路支庁釧路北部地区林業指導事務所	1	を
------------	-------------------	---	---

」を
削り、「釧路支庁釧路西部地区林業指導事務所」を「釧路森づくりセンター音別事務所」に改め、同表根室支庁管内の項中「根室支庁根室地区林業指導事務所」を「根室森づくりセンター」に改める。
警察職員給与条例関係の表釧路方面管内の項中「中標津町大通北 4 丁目」を「中標津町西 5 条南 1 丁目」に改める。

北海道人事委員会告示第 5 号

平成 13 年北海道人事委員会告示第 17 号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。
平成 14 年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

道職員給与条例関係の表渡島支庁管内の項中

「

木古内町 字 本町	渡島支庁木古内地区林業指導事務所		を
-----------	------------------	--	---

」を

削り、同表檜山支庁管内の項中「檜山支庁檜山南部地区林業指導事務所」を「檜山森づくりセンター」に改め、同表網走支庁管内の項中

「

紋別市 幸町 6 丁目	網走支庁紋別地区林業指導事務所		を
-------------	-----------------	--	---

」を

削り、同表日高支庁管内の項中

「

浦河町 栄丘 東通	日高支庁日高東部地区林業指導事務所		を
-----------	-------------------	--	---

」を

削り、「浦河道有林管理センター」を「日高森づくりセンター」に改め、同表釧路支庁管内の項中

「

厚岸町 若竹町 2 丁目	釧路支庁釧路東部地区林業指導事務所		を
--------------	-------------------	--	---

」を

削り、「厚岸道有林管理センター」を「釧路森づくりセンター」に改める。

平成十四年四月一日

月曜日

二

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課